わっこ谷の山福農林舎　コンプライアンス規程

第１章 総則

（目的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンス（法令遵守及び社会的倫理に従った行動）の推進に関する基本事項を定め、もって本法人の社会的信用を維持し、健全かつ適切な運営に資することを目的とする。

（定義）
第２条 この規程において「役職員」とは、本法人の理事、監事、正職員、契約職員、パート・アルバイト及びその他本法人の業務に従事するすべての者をいう。

（基本方針）
第３条 本法人の役職員は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するという NPO 法人の社会的責任を認識し、次の各号に掲げる基本方針に従って行動しなければならない。

1. 法令、定款、並びに本法人の諸規程を厳格に遵守すること。
2. 社会的良識及び高い倫理観に基づき、誠実かつ公平・公正に業務を遂行すること。
3. 人権を尊重し、差別のない健全な職場環境を維持すること。
4. 利益相反行為を排除し、公私のけじめを明確にすること。

第２章 コンプライアンス体制

（コンプライアンス責任者）
第４条 本法人に、コンプライアンスの推進に関する最高責任者として「コンプライアンス責任者」を置く。
2. コンプライアンス責任者は、代表をもって充てる。
3. コンプライアンス責任者は、本法人におけるコンプライアンス体制の整備、研修の実施、その他コンプライアンス推進に関する一切の権限と責任を有する。

（コンプライアンス担当者）
第５条 コンプライアンス責任者は、必要に応じて、各部門に「コンプライアンス担当者」を指名し、実務を補佐させることができる。

第３章 行動基準

（法令等の遵守）
第６条 役職員は、特定非営利活動促進法（NPO 法）をはじめ、労働関係法令、税法、個人情報保護法その他業務に関連する一切の法令を遵守しなければならない。

（利益相反の防止）
第７条 役職員は、自らの利益と本法人の利益が衝突するおそれのある取引や行為を行ってはならない。
2. 利益相反が生じる可能性がある場合は、事前にコンプライアンス責任者に届け出、指示を受けなければならない。

（情報の管理及び秘密保持）
第８条 役職員は、業務上知り得た個人情報及び法人の秘密情報を厳重に管理し、在職中のみならず退職後も、正当な理由なく第三者に漏洩し、又は業務以外の目的に使用してはならない。

（ハラスメントの禁止）
第 9 条 役職員は、性別、年齢、国籍、信仰、障害、雇用の形態等による差別や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。

（反社会的勢力との関係遮断）
第 10 条 本法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しても毅然とした態度で拒絶する。

第 4 章 通報及び相談体制

（内部通報窓口の設置）
第 11 条 コンプライアンス違反又はそのおそれのある行為を発見した場合の相談及び通報の窓口（以下「内部通報窓口」という。）を設置する。
2. 内部通報窓口の担当者は、監事等、コンプライアンス責任者が指定した者とする。

（通報者の保護）
第 12 条 本法人は、通報または相談を行った役職員に対し、当該通報等を行ったことを理由として、解雇、配置転換、その他いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
2. 通報者の氏名や通報内容等のプライバシーに関する情報は、厳重に秘匿されなければならない。

（調査及び是正措置）
第 13 条 内部通報窓口が通報を受けた場合、コンプライアンス責任者は速やかに事実関係の調査を行う。
2. 調査の結果、違反事実が認められた場合、本法人は速やかに是正措置及び再発防止策を講じる。

第 5 章 罰則及びその他
（懲戒）
第 14 条 この規程に違反した役職員は、就業規則等に基づき、懲戒処分の対象となる場合がある。また、理事が違反した場合は、理事会において処遇を審議する。

（改廃）
第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則
この規程は、2026 年 7 月 1 日から施行する。